



広島県報

定期
第43号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

衛生検査所の登録に関する規則及び広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医務看護室) 一

告示

(県法規登載)

指定自立支援医療機関の指定 (障害者支援室) 二

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の規定による

調査員養成研修に相当する研修 (介護保険指導室) 六

農業振興地域の指定の変更(八件) (農業経営室) 六

家畜伝染病の発生 (畜産振興室) 七

漁業権の変更免許 (漁業調整室) 七

遊漁規則の変更の認可 (") 八

行政手続法の規定による聴聞 (建築指導室) 九

公告

特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室) 九

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変

更の届出 (地域産業振興室) 九

開発行為に関する工事の完了 (建築指導室) 一〇

土地改良区の役員就任及び退任(二件) (尾三地域事務所) 一〇

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示 一一

公布された規則のあらまし

衛生検査所の登録に関する規則及び広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則(規則第五十八号)(医務看護室)

一 改正の要旨

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改正する整理を行った。

二 施行期日

平成十八年六月十二日

規則

衛生検査所の登録に関する規則及び広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第五十八号

衛生検査所の登録に関する規則及び広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

第一条 (衛生検査所の登録に関する規則の一部改正)

第一条 衛生検査所の登録に関する規則(昭和四十六年広島県規則第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律(一)に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第二号中「~~臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律~~」を「~~臨床検査技師等に関する法律~~」に改める。

(広島県立三次看護専門学校学則の一部改正)

第二条 広島県立三次看護専門学校学則(昭和五十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第四号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床

検査技師等に関する法律」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島県告示第六百九号

障害者自立支援法(平成十七年法律百二十三号)第五十四条第一項の規定によって、指定
自立支援医療機関として次の者を指定した。
平成十八年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうして いる診療科	指定自立支援医療を主として担当する医師又は 歯科医師の氏名	指定年月日
医療法人好縁会 下山クリニック	東広島市西条 町寺家 七四 三二一 一	精神通院医療	精神科	下山直登	一平成 一八・四・一

二 薬局又は指定訪問看護事業者

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社ときわ薬局	三原市港町二丁目二二七	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社ナカマチ薬局	呉市音戸町鰯浜二丁目三二二	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五二六	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社まへのぶ薬局	東広島市黒瀬町丸山一三六二五	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社みどり薬局	東広島市西条町西条東一〇五三一	精神通院医療	一平成 一八・四・一

有限会社塩浜調剤薬局	尾道市因島土生町一八九九	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社西条薬局	東広島市西条本町二二二一	精神通院医療	一平成 一八・四・一
有限会社堂面薬局	竹原市本町二丁目四八	精神通院医療	一平成 一八・四・一
アイカ新浜薬局	尾道市新浜二丁目二一	精神通院医療	一平成 一八・四・一
アイカ薬局	尾道市栗原西二丁目九一六	精神通院医療	一平成 一八・四・一
アイリス薬局	東広島市西条中央三丁目一〇九	精神通院医療	一平成 一八・四・一
アイワ薬局	東広島市西条昭和町一七二	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あい薬局	東広島市八本松南二丁目四一	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あおぞら薬局	尾道市新浜二丁目九一	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あかね薬局	三次市作木町下作木一五二〇	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あかね薬局	東広島市西条町西条東二二四五	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あすか薬局	東広島市高屋町杵原一三四七九	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あすか薬局口和店	庄原市口和町大月五六四一	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あひる薬局	東広島市志和町七条椋坂一六三六三	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あやめ薬局	府中市上下町下一〇三九九	精神通院医療	一平成 一八・四・一
ありす薬局	東広島市高屋町杵原一三二一六	精神通院医療	一平成 一八・四・一
ありす薬局東尾道店	尾道市高須町四七五四五	精神通院医療	一平成 一八・四・一
アロース薬局	尾道市美ノ郷町三成一〇六六六	精神通院医療	一平成 一八・四・一
あんず薬局	庄原市口和町永田五〇九四	精神通院医療	一平成 一八・四・一

さくらん薬局	コスモス薬局海田東店	コスモス薬局引野北店	コスモス薬局	げいほく薬局	くろせ薬局	クレデイ薬局	くるみ薬局焼山店	くるみ薬局黒瀬店	くるみ薬局広本町店	クルーズ薬局	かんだ薬局	かなえ薬局	オリタ薬局西条ブラザ店	エンゼル薬局	うさぎ薬局	うきしろ薬局	ウォンツ薬局三次店	ウォンツ呉パルス通り薬局
二二 安芸郡熊野町萩原四〇六一	安芸郡海田町幸町一 四五	三 福山市引野町北二丁目八三	呉市中央六丁目五 一八	四 山県郡北広島町荒神原二〇八	一 東広島市黒瀬町南方八〇四	呉市広駅前二丁目二 四五	呉市焼山中央二丁目一 二二	一 東広島市黒瀬町兼広一三九	呉市広本町三丁目二 一一	二二 安芸郡海田町西浜四丁目二二	一 三原市大和町下徳良二二三三四	東広島市西条町助美一 一八二	〇 東広島市西条西本町二八三	山県郡北広島町有田二 一八九	呉市焼山西二丁目一 三四	三原市宮沖五丁目三 二〇	三次市南畑敷町一七三 六	呉市中通四丁目一 二四
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一

ハート薬局千代田店	ノムラ薬局大朝店	ニュータウン薬局西支店	にしたかや薬局	ときわ薬局宮沖店	つくし薬局	つくし薬局	たかね薬局	たいせい堂薬局中央店	センター薬局柳津	センター薬局	セルム薬局	セリア薬局	セトピア薬局	有限会社まぢのくすりやさんス テーション薬局	すぎはら薬局高屋店	すぎはら薬局	じけ薬局	さんくす薬局
三 山県郡北広島町蔵迫一六七	一 山県郡北広島町新庄二〇四八	二 東広島市高屋高美が丘五丁目	東広島市高屋町中島三 一一	三原市宮沖二丁目一 一九	五 山県郡安芸太田町加計三四八	三次市四拾貫町九 一一	尾道市高須町九二 四五	五 東広島市西条中央三丁目五	福山市柳津町四丁目一 一七	福山市今津町三丁目八 五	九 東広島市黒瀬町国近三三五	一 東広島市西条町土与丸六丁目 八六	三原市城町二丁目三 三五	呉市西中央二丁目六 三五	二 東広島市高屋町造賀一九五六	竹原市中央三丁目三 二二	五三 東広島市西条町寺家五二二	四 東広島市西条町御園宇四二八
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一	一平 八・ 四・ 一

みのり薬局港町	みのり薬局	みのり薬局	社会福祉法人本永福祉会みその薬局	マリノ薬局三条店	マリノ薬局広店	マリノ薬局海岸通店	ホワイト薬局	フラワー薬局	ぶどう薬局	フタバ薬局藤三八本松SC店	フジエ調剤薬局	ひまわり薬局	ひので薬局病院前店	ひので薬局	ハラ調剤薬局	ハビネス千代田薬局	パール薬局吉田店	ハーマニー調剤薬局
三原市港町一丁目三二一五	三次市江田川之内町一三六八三	三原市宮浦六丁目二二	東広島市西条岡町五一九	呉市三条二丁目一五一	呉市広駅前二丁目二一九	呉市三条一丁目九二	呉市中央一丁目四一七	三 呉市川尻町東一丁目一〇一	三次市島敷町九四一四	六 東広島市八本松町飯田二〇〇	福山市藤江町一七二五四	二 東広島市西条町寺家七四三二	尾道市古浜町六一五	尾道市古浜町七六九	東広島市八本松町原六七七四	三 山県郡北広島町有田一五四八	四 安芸高田市吉田町山手六五五	廿日市市四季が丘六一五
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一

健伸薬局	健康堂薬局	宮園薬局	関西薬局本店	関西薬局本町えびす店	関西薬局本郷店	関西薬局日赤前店	関西薬局城町店	関西薬局宮浦店	関西薬局つきしろ店	株式会社戸田栄光堂薬局	賀茂セルム薬局	花はな薬局	岡本薬局ファーマシー	栄町薬品株式会社栄町薬局本通	井上一誠堂薬局	モリオ薬局	メロディ薬局有限公司ウイズユ	みのり薬局東町
東広島市西条岡町三二四	呉市三条三丁目一一	廿日市市宮園三丁目七四	三原市城町一丁目八七	三原市本町一丁目九九	三原市本郷町下北方九六一	三原市東町二丁目八八	三原市城町二丁目二二二	三原市宮浦五丁目一六一〇	三原市城町一丁目二〇二九	尾道市向島町一四	一 東広島市黒瀬町南方七九七	七 三次市十日市中三丁目一〇三	竹原市中央二丁目一五	呉市本通四丁目一一二	呉市焼山北三丁目六一六	三原市円一町一丁目一七	六 東広島市高屋町松山四四九	三原市東町二丁目四二二
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一

全快堂薬局	全快堂おかまち薬局	純薬株式会社地御前アゼリア薬局	純薬株式会社第一薬局廿日市	市薬局	山陽堂薬局	三上薬局産業道路店	三上薬局駅前店	康仁薬局府中店	康仁薬局仁方店	康仁薬局仁二級橋店	康仁薬局呉本町店	康仁薬局呉中央店	康仁薬局海田店	康仁薬局	健伸薬局土与丸店	健伸薬局寺家店	健伸薬局よこた店	健伸薬局こじょう店
安芸高田市吉田町吉田六九四	東広島市西条岡町三一六	廿日市市地御前三丁目一六三三	廿日市市串戸二丁目一七五	尾道市御調町市一〇〇	東広島市西条町吉行二二一九	庄原市東城町川東一四五四	庄原市東城町川東一六五一	安芸郡府中町本町五丁目九三	呉市仁方西神町六	呉市古新開一丁目一三二	呉市本通四丁目一〇五	呉市中央一丁目三一	安芸郡海田町窪町二一四	東広島市黒瀬町橋原六四六	東広島市西条町土与丸一丁目三三八	東広島市西条町寺家二〇〇六二	東広島市西条町寺家五四一〇一二	東広島市西条御条町一一〇
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一

薬膳薬局東広島西条店	門田調剤薬局	満井薬局駅前支店	本通調剤薬局	福りき薬局	八本松ココ薬局	道下薬局	東広島薬局	田口薬局	中町薬局	中央メディカル薬局	竹仁薬局	大竹ヘルシー薬局	多森薬局	造賀全快堂薬局	全快堂薬局八本松店	全快堂薬局寺家店	全快堂薬局	全快堂薬局
東広島市西条西本町二五二九	尾道市門田町一三九	東広島市河内町中河内七〇二三	尾道市久保二丁目一八	東広島市西条町土与丸六丁目九二オリエントビル一F	東広島市八本松町飯田六丁目一五二九	東広島市西条岡町九七	東広島市西条西本町二六〇	東広島市西条町田口一〇五二二	呉市広中町一五二二六	三原市城町一丁目四一	東広島市福富町下竹仁五〇四六	大竹市西栄二丁目二一八	三原市中之町二丁目一三三	東広島市高屋町造賀七三六	東広島市八本松南五丁目九五二〇	東広島市西条町寺家五一三二〇	東広島市高屋町杵原九五七	安芸郡府中町青崎東一九四六一八
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一	一平成・四・一

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第三百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局庄原支局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

東城農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第六百十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局庄原支局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

口和農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第六百十六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第三百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局庄原支局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

高野農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第六百十七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千五百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所

農林局庄原支局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

比和農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第六百十八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農林局庄原支局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

総領農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第六百十九号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
六	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	八歳	一頭	平成十八年六月一日	殺処分	広島県庄原市西城町中迫五番地	

広島県告示第六百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十二條第一項の規定によつて、漁業権を平成十八年六月一日次のように変更免許した。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 免許番号 内水共第四十号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - 1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第五種共同漁業	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市地先(芦田川水系)

漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オ力を結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、瀬戸川の区域

基 点 ア 芦田川における福山市水呑町「小水呑橋」上流側右岸付け根から右岸沿

い上流へ二百三十八メートルの所

イ " 千代田町「小水呑橋」上流側左岸付け根から左岸

沿い上流へ二百二メートルの所

ウ 瀬戸川における福山市瀬戸町瀬戸池尻「瀬戸池橋」下流側放水路右岸端

エ " 左岸端

オ 芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」下流側右岸付け根

カ " 左岸付け根

広島県告示第六百二十一号

次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を、平成十八年六月一日認可した。
平成十八年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

可愛川漁業協同組合内水共第二十四号、内水共第二十五号、内水共第二十六号、

内水共第二十七号、内水共第二十八号及び内水共第二十九号第五種共同漁業権

遊漁規則の一部を改正する規則

第六条第三項の表「⁽¹²⁾」の項中「村本二三(村本商店)」を「土居浩二(吉田大進(有))」
に、「0826-43-1048」を「0826-43-0651」に改め、「⁽²⁾」を「⁽²⁾」に「その他組合の指定する遊
漁承認証販売所」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

西城川漁業協同組合内水共第五十四号及び内水共第五十五号第五種共同漁業権

遊漁規則の一部を改正する規則

第六条第三項に、「広島県庄原市西城町大屋1954番地1」及び「田盛正曉」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

東城川漁業協同組合内水共第五十号、内水共第五十一号、内水共第五十二号及
び内水共第五十三号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を改正する規則
第三条に、「第六項として「わかさを対象とする遊漁は、3月21日から3月31日までの間
はしてはならない。」を加える。
第五条の表を次のように改める。

ア 区 域	イ 期 間
1 庄原市東城町川西宮平橋から 上流全域	11月1日から翌年2月末日 まで
2 庄原市における神石郡神石町高原 町油木倉掛沢堤から上流の区域	11月1日から翌年2月末日 まで

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

太田川漁業協同組合内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

第五種共同漁業権遊漁規則の一部を改正する規則

第二条第二項及び第三項中「うなぎ」を「うなぎ、はえなわ、つけ針」を加え
る。

第六条第一項の「中学校の生徒」に続いて「女性」を加え、同項表中の「漁具、漁法」欄
中「うなぎ籠」を「うなぎ筒、はえなわ、つけ針」を加える。
同条第三項「⁽²⁾」の「山県郡加計町」を「山県郡安芸太田町」に改める。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

芦田川上流漁業協同組合内水共第三十六号及び内水共第三十七号第五種共同漁

業権遊漁規則の一部を改正する規則

第六条第三項の表を次のように改める。

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
1 世羅郡世羅町伊尾	芦田川上流漁業協同組合	0847 - 24 - 0442
2 世羅郡世羅町甲山	貞政生花店	0847 - 22 - 1333
3 世羅郡世羅町三尻	金光省社商店	0847 - 22 - 0146
4 世羅郡世羅町伊尾	高山 涉 (三川タクシー)	0847 - 24 - 0511
5 府中市上下町上下	田中幹夫商店	0847 - 62 - 3001
6 府中市上下町矢多田	小川武士	0847 - 62 - 3782

7 | 世羅郡世羅町小谷 | 八田原クレーンパーキング | 0847-24-0480

附則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。
福山市芦田川漁業協同組合内水共第四十号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を
改正する規則

第一条の「当該漁業権の対象となつてゐる水産動物」及び「こい」を削除する。
第二条の表中「魚種」の欄及び「こい」を削除する。
附則
この規則は知事の認可があつた日から施行する。

広島県告示第六百二十一号

行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）第十三条の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。
平成十八年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

聴聞の日時 平成十八年六月二十九日（木） 午前10時～午前10時30分	聴聞の場所 広島市中区基町一〇番五号 広島県庁舎本館地下 入札室	被聴聞者の住所 福山市沖野上町四丁目三番号	氏名 五興不動産株式会社 代表取締役 比羅 利章	聴聞の事由 手続法第二三条第一項の規定に該当する。
---	--	--------------------------	--------------------------------	------------------------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があつた。
平成十八年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称 特定非営利活動 法人ムーブ	代表者の氏名 山崎正博	主たる事務所の 所在地 広島県広島市安 佐北区可部町大 字勝木一六九八 番地一	定款に記載された目的 この法人は、心身障害者に対し て就労促進事業を行うことによ り、その自立を支援し地域社会 に寄与することを目的とする。	申請のあつた 年月日 平成十八年六 月一日
--------------------------------------	----------------	--	--	--------------------------------

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の
規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。
平成十八年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン吉田
所在地 安芸高田市吉田町大字吉田五九四番地一外
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）五箇所
（変更後）六箇所
- 三 変更する日
平成十八年六月十日
- 四 変更する理由
消費者の利便性に対応するため

五 届出年月日

平成十八年五月三十一日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九二)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月十二日から平成十八年十月十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月十二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年六月十二日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市西藤町字合六 二五三番一、二五三番二、二五三番七、二五一番二の一部、二五二番二の一部、二五二番四、二五三番一地先水路、二五二番一地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市向島町七五〇四番地

延廣 篤則

三原市幸崎土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年六月十二日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

(就任役員)

職名 氏名

理事 西勝名

住 三原市幸崎町能地 六八七

保上達雄

住 久和喜三八四六

藤岡平夫

住 二七一四

中村悌二

住 能地 四五七・一

木之下和義

住 一〇七七

新元昭

住 二一八一

西川豊

住 一七二三

新元昭

住 六〇〇・三

池本静彦

住 二九五五・一

丸下義夫

住 三三二二・一

三正季

住 二八七四・一

黒市正力

住 二六六・一

中森隆志

住 二五七一・一

平岡順

住 二九三一・一

松本貢

住 二九三一・一

職名 氏名

理事 西勝名

住 三原市幸崎町能地 六八七

保上達雄

住 久和喜三八四六

藤岡平夫

三原市高坂土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
平成十八年六月十二日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

職名 (就任役員)	氏名	住 所
理事	陶 範 昭	三原市高坂町許山 一六三
理事	吉 忠 智	真良 三三三・一
理事	大 博 夫	真良 三二八・六
理事	村 正 顯	一四七四
理事	川 昭 生	一七二二・一
理事	上 重 昭	一八六二
理事	舛 本 忠 司	一三六一
理事	沖 野 富 二	七五四
理事	新 谷 完 二	五九三・三
監事	奥 貞 男	一六〇〇
監事	速 水 廣 見	真良甲一九〇二・一
職名 (退任役員)	氏名	住 所
理事	東 昭 名	三原市高坂町許山 一六二
理事	大 田 勝 美	真良 三〇〇九・一
理事	佐々木 孔 文	許山 三六六
理事	奥 照 夫	真良 一七〇九
理事	児 玉 秀 雄	一四五七
理事	上 重 昭 司	一八六二
理事	舛 本 忠 司	一三六一
理事	沖 野 富 二	七五四
理事	新 井 明 文	一六八
理事	奥 貞 男	一六〇〇
監事	速 水 廣 見	二九〇二・一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第44号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 6 月12日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0202	告示の日 (平成18年 6月12日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R パチ ケ E B A	株式会社サンセイアール アソシエイツ 梅村 義孝 代表取締役 古屋市中区丸 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左 同
6S0032	同 上	回胴式遊技 機	O K 10	岡崎産業株式会社 安弘 代表取締役 (三重県松阪市中万町鐘 突2185番地の2)	左 同
6S0128	同 上	同 上	アストラ ル	同 上	左 同
6P0291	同 上	ぱちんこ遊 技機	こぶ茶パ ンチ地球 防衛編 ワールド	興村遊機株式会社 昌美 代表取締役 古屋市昭和区 鶴舞二丁目2番18号)	左 同
6P0322	同 上	同 上	C R パンチ 地球防衛 5 Q Y	同 上	左 同
6P0290	同 上	同 上	C R パンチ 地球防衛 5 Q Z	同 上	左 同

6P0288	同 上	同 上	CRゴブ テバント 地球防衛 隊編Z	同 上	左 同
6P0320	同 上	同 上	CRゴブ テバント 地球防衛 隊編T67 FZ	同 上	左 同
6S0088	同 上	回胴式遊技 機	バーグラ ー3	同 上	株式会社マー シー販売 代表取締役 別所 直綱 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)
6S0152	同 上	同 上	ケンケン アドベン チャーJ	同 上	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 石橋 保彦 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)
6P0223	同 上	ぱちんこ遊 技機	CR月華 NYS	同 上	株式会社高尾 内島 敏博 代表取締役 古屋 市中川 (愛知県名古屋市中川 区太平通一丁目3番地)
6P0251	同 上	同 上	CR大ピ ラミッ 伝B5H	同 上	左 同